

探究学習・地域人材のICT教材化業務委託仕様書（プロポーザル用）

1 委託業務の名称

探究学習・地域人材のICT教材化業務委託

2 委託業務の目的

地域に関わる仕事に携わる地域人材や若手人材に関するICT教材（動画やテキスト等のコンテンツ）を制作することにより、高校生各自の探究学習において、時間や場所の制限がなく、いつでも利用できるようにすることを目的とする。また、各学校において、効果的な探究学習が実施できるよう、探究学習担当教員に対し、探究学習全般や教材の活用方法等についてサポートを行うことで、負担の軽減と指導の質の向上を図ることを目的とする。

本仕様書は、各県立高等学校に対して実施する探究学習・地域人材のICT教材化業務（以下「本業務」という。）の内容及び受託者が本業務の履行において、円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を示したものであり、受託者は本仕様書に定める事項を十分理解した上で本業務を確実に履行しなければならない。

3 想定する視聴者

県内の高等学校の教員・生徒

4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年1月31日（金）までの期間。

5 委託業務の内容

（1）伴走者のICT教材化

ア 県内の高等学校の探究活動に伴走する地域人材や若手人材を取材し、地域に関わる仕事の内容等について学べるICT教材を制作する。

（想定する制作コンテンツ数40本程度）

地域人材：県内在住の方や県内の各地域と関わりがある方

若手人材：県内高校の卒業生や県と関わりがある県内外の大学生等

イ 人材の取材に関して、一部の地域の取材に偏ることがないように、バランスをとり取材する。

ウ 制作したICT教材は探究学習の教材として蓄積し、Web上（福島県教育委員会公式note及びnoteからのリンク）に公開する。

※ 参考として福島県教育委員会公式noteのURLは下記のとおり

(<https://fukushimapref-edu.note.jp/>)

エ 高等学校の探究学習に協力できる地域人材や若手人材のリストを作成する。

オ (1)の実施にあたっては、受託者は、業務遂行に必要な専門的知識と経験を有する者を主任担当者として定め、県に報告すること。また、主任担当者を複数置く場合は、責任者を1人定める。

(2) 各学校の教材活用・人材活用のサポート

ア 各学校の探究学習担当教員に対し、探究活動全般や教材の活用方法等についての説明会や研修を実施し、利用するにあたっての支援を行う。

イ ICT教材化に伴い、授業での活用を推進する工夫を行う。

6 委託料の対象となる経費

(1) 企画料（効果分析を含む）

(2) コンテンツや補助資料の制作費（交通費含む）

(3) 研修や活用事例創出・発信等の活用に係るサポート費

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

①委託業務着手届（別記第1号様式）

②その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

①委託業務完了報告書（別記第2号様式）

②その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 成果品

受託者は、上記「5」の成果品として、次の2点を提出する。

(1) ICT教材化した動画やテキスト等のコンテンツ

Web上（福島県教育委員会公式note等）に公開した地域に関わる仕事の内容等について学べるICT教材の全データ。

(2) 各学校の教材活用・人材活用のサポート記録

①探究活動全般や教材の活用方法等についての研修で使用した資料等。

②授業での活用を推進する補助資料（ワークシート等）

9 サポート体制

(1) マニュアルの作成

Web上（福島県教育委員会公式note等）に公開したICT教材の利用法やワー

クシート等の活用についての補助資料等のマニュアルを作成する。

(2) 問い合わせ等の対応

使用方法、操作方法及び不具合等に関する問い合わせに対して、メール又は電話によるサポートを行うこと。(原則午前9時から午後5時とする。(週休日及び休日を除く。))

なお、学校代表者からの問合せに限定せず、教員なら誰でも問合せできる体制とする。

また、各学校からよくある問合せ内容及びその回答をまとめ、Q&Aを作成するとともに、不具合が発生した際は、速やかに対応する。

1 0 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うものとする。また、本業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務に関し、受託者が本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (4) 提供されるデジタルコンテンツ等は、他者の所有権や著作権、肖像権等を侵すものでないこと。
- (5) 本業務に関する新規作成物については、教育委員会に帰属するものとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、教育委員会は使用許諾を与えられたものとする。

1 1 その他

- (1) 契約締結後、速やかに整備スケジュールを作成し、県へ提出すること。なお、当該スケジュール及びスケジュールに基づく整備作業の詳細については、別途協議すること。
- (2) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。

別記第1号様式（仕様書第7（1）関係）

委 託 業 務 着 手 届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者 住所
名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業 務 名 探究学習・地域人材のICT教材化業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書第7（2）関係）

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者 住所
名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

- 1 業務名 探究学習・地域人材のICT教材化業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。